図書館と指定管理者制度、何が問題か?

<図書館とは>

図書館と聞くと、本や雑誌が無料で借りられ、講演会やお話し会などもあって、便利で、大人から子どもまで楽しめる場所、というのが一般的なイメージではないでしょうか。でも、そうしたサービスを可能にするために、目に見えないところで様々な工夫がされています。

(1) 本の収集 (選書)

毎年7~8万点も出版される書籍から、市民生活に必要なもの(地方や小規模出版社のものも含む)を厳選して収集しています。

(2) 本の廃棄(除籍)

長く保存すべき本、古くなって利用頻度が落ちた本などを見極めて、書庫移動や除籍を的確に行うことで、常に生き生きとした魅力的な蔵書を保つようしています。これは、選書以上に重要な仕事と言われています。

(3) 本の並べ方(分類)

本は、「日本十進分類法」にしたがって、本の内容(主題)によって分類され、体系的に配架されています。同じ主題の中に、入門的な本から専門的な本まで揃っていることが大切です。ただし、1冊の本でも複数の主題にまたがって書かれる場合もあり、それをどの分類に置くかによって利用のされ方が変わりますから、分類はとても大切です。

(4) 司書によるサポート

図書館のもっとも大切な要素として、本や情報の探し方に精通した司書が、利用者のサポートをするという点が挙げられます。しかし、市町村立図書館では専門職としての司書職制度が整備されていない自治体がほとんどです。

【図書館と新刊書店・古書店やブックオフとの違い】

	図書館	新刊書店	古書店・ブックオフなど
設置根拠	図書館法・設置条例	民間による出店	民間による出店
	新刊から古い本まで(特に	基本的に流通に乗る新刊	基本的に古本・古書とよば
本の種類	自治体の刊行物や市民の私		れるもの
	家版など流通に乗らないも		
	のも含む)		
	市民の多様な要望に応える	原則として売れる本(中に	原則として売れる本(中に
選書基準	ための「選書基準」公開。(分	は特定分野の専門新刊書	は特定分野の専門古書店あ
	野ごとの入門書から専門書	店あり)	9)
	まで)		
並べ方(分	「日本十進分類法」による	生活に即した大雑把なグ	本の内容による大雑把なグ
類)	学問体系に則った配架	ルーピング	ルーピング
本以外の	レファレンス (参考業務)	原則として、なし	原則として、なし
情報	による情報の提供		
人的支援	司書による専門的サポート	すぐれた店員のサポート	すぐれた店員のサポート
運営経費	市税	民間資本	民間資本
利用料金	無料	有料	有料

<指定管理者制度の問題点>

指定管理者制度ができてからすでに 17 年が経過し、公立図書館への導入も徐々に広がっていますが、その一方で様々な問題点も顕在化しています。そうした中で、制度そのもののもつ課題も多く指摘されていますので、そのいくつかを挙げてみます。

(1) 指定管理者の責任範囲

指定管理者制度では、一部の権限を除いて、運営に関する大部分の権限が指定管理者に委ねられます。指定に当たっては、自治体と指定管理者側とで管理範囲などを定めた協定書が締結されますが、市民の側からすれば、図書館の利用に際しての様々な意見・要望などが、自治体の責任範囲なのか指定管理者側の責任なのか、分かり難いということが起こります。

意見や要望を出しても、なかなか解決に結びつかなかったり、たらい回しにされたりという ことが起こるのではないでしょうか。

(2) 図書館の継続性や専門性の確保

指定管理者の指定期間は、概ね3年から5年とされています。したがって、期間満了に際しては改めて公募されることになりますが、仮に従来とは別の業者等が指定された場合、前任の業者と後任の業者とは別企業ですから、ノウハウの継承は行われないと考えるのが普通です。その際に、図書館運営の基本となる継続性は保たれないという事態になりかねません。

逆に、それを避けるために同じ業者等が再度指定されることを前提にしたのでは、競争原理 による民間同士の切磋琢磨という民間活力導入の利点に説得力はなくなります。

(3) 指定管理者側の収益性と管理業務

指定管理者制度導入の意義として、民間活力によるサービスの向上と運営の効率化が言われます。しかし、導入自治体の本音は、人件費を中心とする図書館運営経費の圧縮にあることはほぼ確実で、従って導入に際してそれ以前の図書館経費よりも低額の指定管理料を提示するのが一般的です。しかし、一方で図書館は収益業務ではありませんから、指定管理者側が収益を上げるには、社員の人件費を極力圧縮し、目に見えない業務にはできるだけ経費を掛けないということにならざるをえません。

指定管理の図書館で職員の定着率が悪かったり、地域行政資料などの収集・保存が十分でなかったりする事例が報告されていますが、これらは図書館の継続性・専門性の確保に関わる重大な問題です。

(4) 指定管理の利点とされるサービス向上

図書館に指定管理を導入しようとする自治体の説明には、「サービスの向上」(開館日・開館時間の拡大など)と「効率的・効果的な運営」(運営経費の縮減)が、判で押されたように並びます。しかし、指定管理導入後の図書館の貸出冊数や運営経費を数年のスパンで見ると、当初は向上したように見えて、実は数年後に貸出冊数は徐々に低落し、反対に指定管理料を含む運営経費は確実に増大しているケースが多いことが明らかになっています。

これはおそらく目には見えないが図書館にとって死活的に重要な業務に、十分な資源配分を 行っていないのではないかということや、一旦導入したら同じ指定管理者(大手業者の寡占状態になりつつある)が何年も運営を担い、他の業者に代わるリスクをさけるために、指定管理 料が少々膨らんでもそれを認めざるを得ない、という事情などによるものと思われます。

図書館への指定管理導入については、これら以外にも個人情報の保護の厳格さの問題や、そこで働く人々の労働条件の整備の問題など、なお多くの問題点が指摘されています。

(2020.1.18.図書館カフェ in 鶴川 配布資料)